

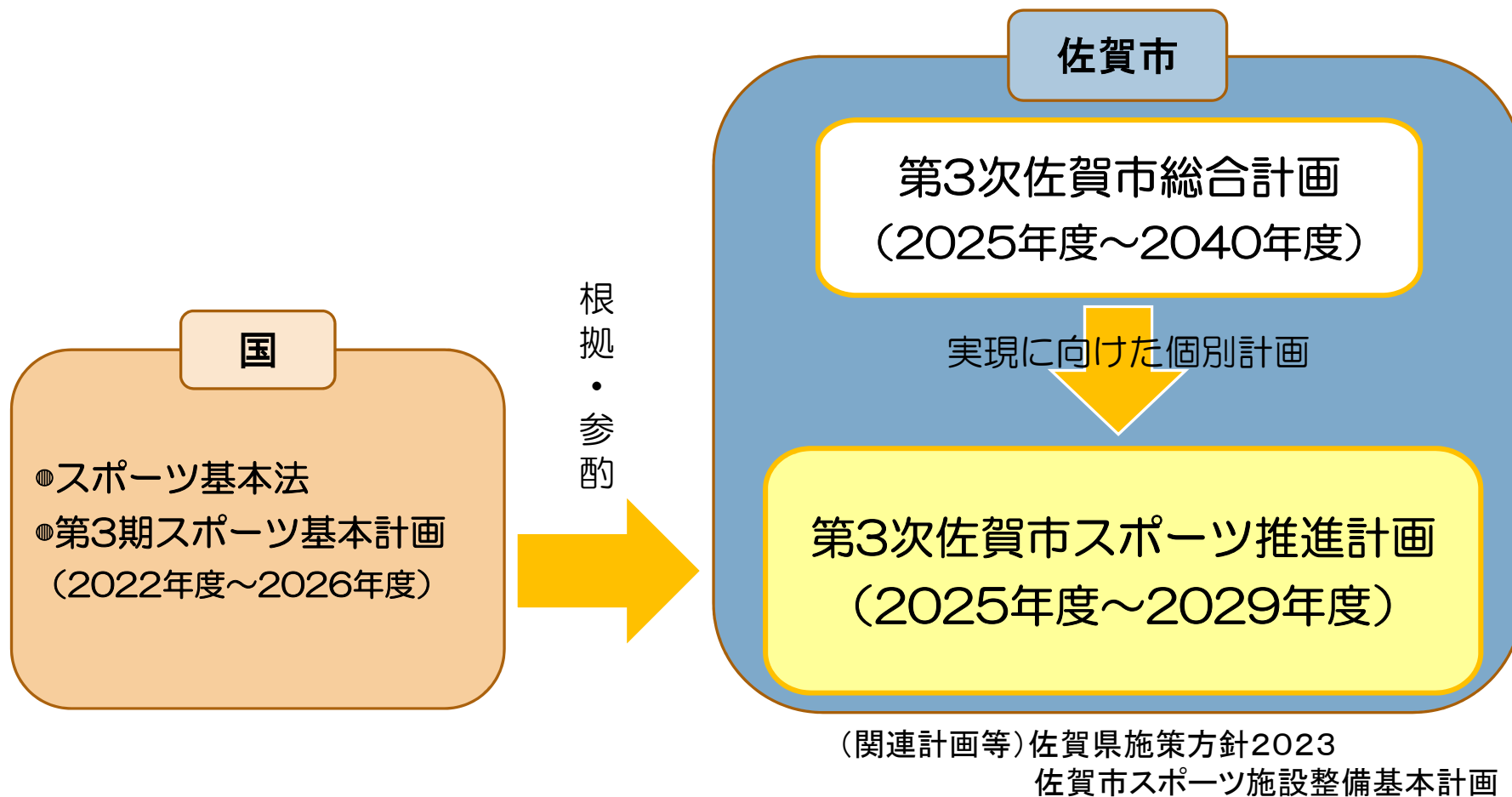
第3次
佐賀市スポーツ推進計画(仮称)
(案)

佐賀市地域振興部 スポーツ振興課

1 第3次佐賀市スポーツ推進計画の位置づけ

※スポーツ基本法第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」

※スポーツを推進する上で目指すべき施策の方向性や取組方針を示す計画



2 スポーツを取り巻く本市の現状と課題

現 状

課 題

子どもを取り巻くスポーツ環境の変化

- ・ライフスタイルの変化や娯楽の多様化に伴い、スポーツに触れ合う機会の減少
- ・少子化に伴うチームスポーツを行う機会の減少
- ・学校部活動の地域移行による環境の変化

少子高齢化の進行

- ・スポーツに参画する人や、スポーツに関する活動を支える担い手の不足
- ・地域における運動・スポーツ環境の維持の困難

多種多様なスポーツへの関心の高まり

- ・アーバンスポーツなどマイナースポーツに対する理解の不足
- ・専用的に練習する場所・施設の不足

プロスポーツチームへの関心の高まり

- ・プロスポーツチームの活用促進

3 スポーツ推進の方向性

「する」「みる」「ささえる」のさらなる推進

市民一人一人が、自分に合った形でスポーツへ関わり、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに接することができる環境づくりを推進する。

スポーツの力を地域の賑わいとまちづくりに活用

スポーツがもたらす「経済的価値」や「社会的価値」に注目し、地方創生や社会課題を解決するツールの一つとしてスポーツの力を活用する。

- ・ 経済的価値・・・プロスポーツチーム、さが桜マラソンを活用した経済波及
- ・ 社会的価値・・・高揚感・幸福感・満足感・シビックプライドなど